

文化財災害対応マニュアル

奈良県文化・教育・くらし創造部
文化財保存課・文化財保存事務所

平成18年7月(令和5年4月改訂)

■ 目 次

マニュアルの位置付け	1
I 災害発生時の対応	
1 県庁内の連絡体制	2
2 県災害対策本部の組織及び事務分掌	3
3 県文化財保存課及び文化財保存事務所の 震災対策における初動参集体制	4
4 被災時の流れ	5
I-1 活動事項	
1 県文化財保存課及び文化財保存事務所職員の参集	6
2 災害情報把握	6～7
3 被害状況の収集・報告	7
4 被害状況調査	7
II 応急措置及び復旧対策	
1 応急措置	7～9
2 復旧対策	9
3 法令上の手続き	9
II-1 大規模災害時における応急措置及び復旧対策	
1 事前準備	10
2 支援要請	10
3 被害状況調査	10～11
4 復旧事業計画の立案・実施	11
II-2 復旧支援体制	
1 目的	11
2 事前準備	11
3 応援要請	11～13
4 応援体制	13
III 日常の安全対策	
1 基本計画	14
2 文化財の所有者及び管理者による文化財種別予防対策	15
3 文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策	15～17

IV 県内関係機関との連携	
1 連携の必要性 -----	18
2 各機関の情報収集 -----	18
3 ネットワークの構築 -----	18
4 災害時の支援要請 -----	18
5 文化財防災センターとの連携 -----	18

◇様式

様式1 参集途上における被害状況報告書 -----	19
様式2 文化財被害状況報告（概況・中間・確定） -----	20
様式3 ○○○による国指定文化財の被害状況について -----	21
別紙1～9 被害状況調査書 -----	22～34

◇改訂履歴

平成18年7月 制定
平成20年4月 第1回改訂
令和4年4月 第2回改訂
令和5年4月 第3回改訂

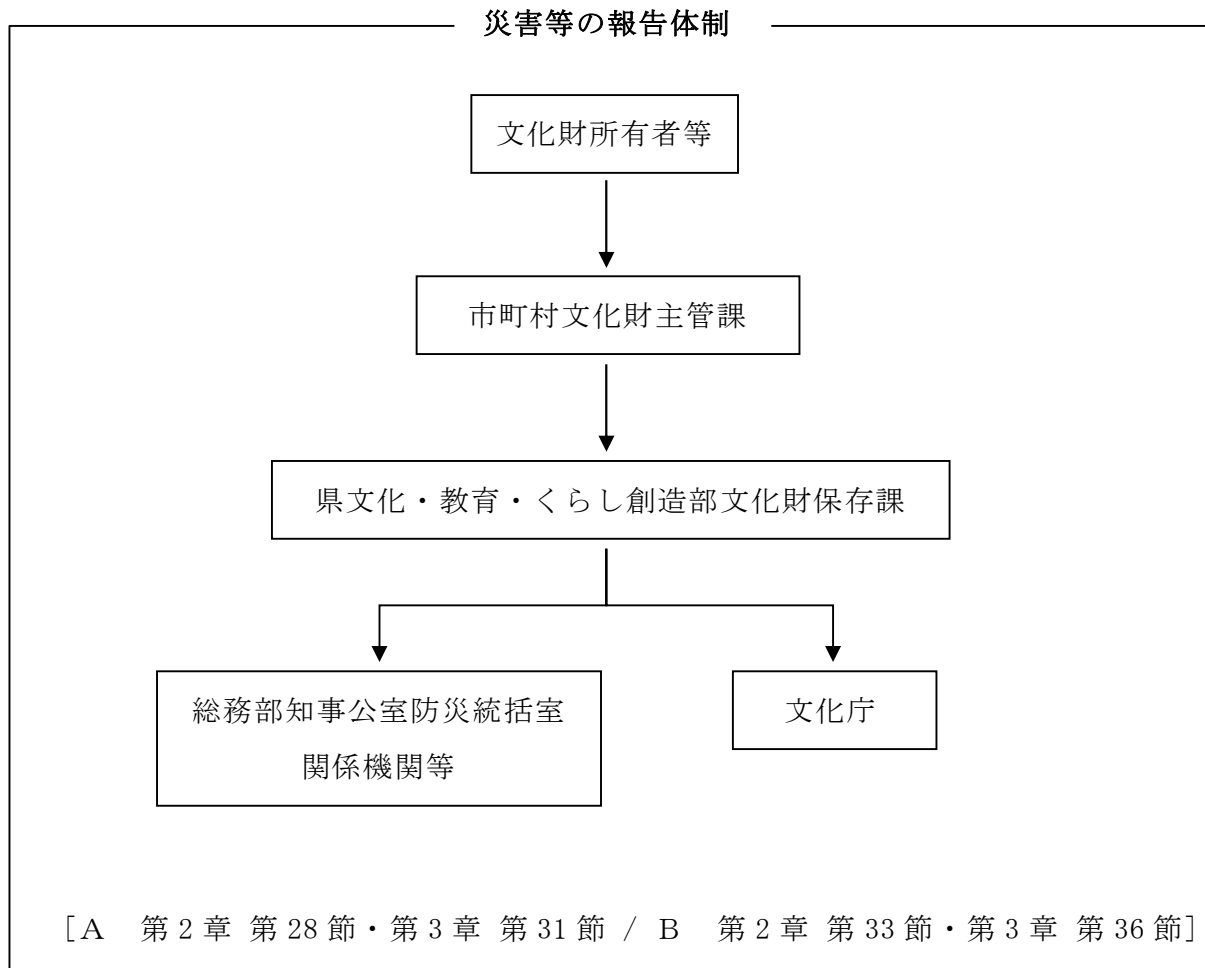
■ マニュアルの位置付け

このマニュアルは、奈良県文化財防火対策推進条例及び奈良県文化財保存活用大綱に基づき、奈良県内における文化財の災害に関し、文化庁・県・市町村（市町村教育委員会を含む。以下同じ。）・所有者等が処理すべき事務あるいは業務の流れなどを整理したもので、これにより、共通の意識を持ち、発災時において円滑な対応ができるようにすることを目的とする。

※文化財とは、文化財保護法および文化財保護条例により指定・登録・選定されたもののほか、県および市町村が行った調査で一定の価値があると評価された未指定・未登録・未選定の文化遺産をいう。（以下文化財保護法により指定・登録・選定されたものを国指定文化財等という。）

なお、本県には既存マニュアルとして以下のものがあり、大綱についてはこれらを参照されたい。参照先を〔〕内に示す。

奈良県地域防災計画【水害・土砂災害等編】 ----- A
奈良県地域防災計画【地震編】 ----- B



I 災害発生時の対応

1 県庁内の連絡体制

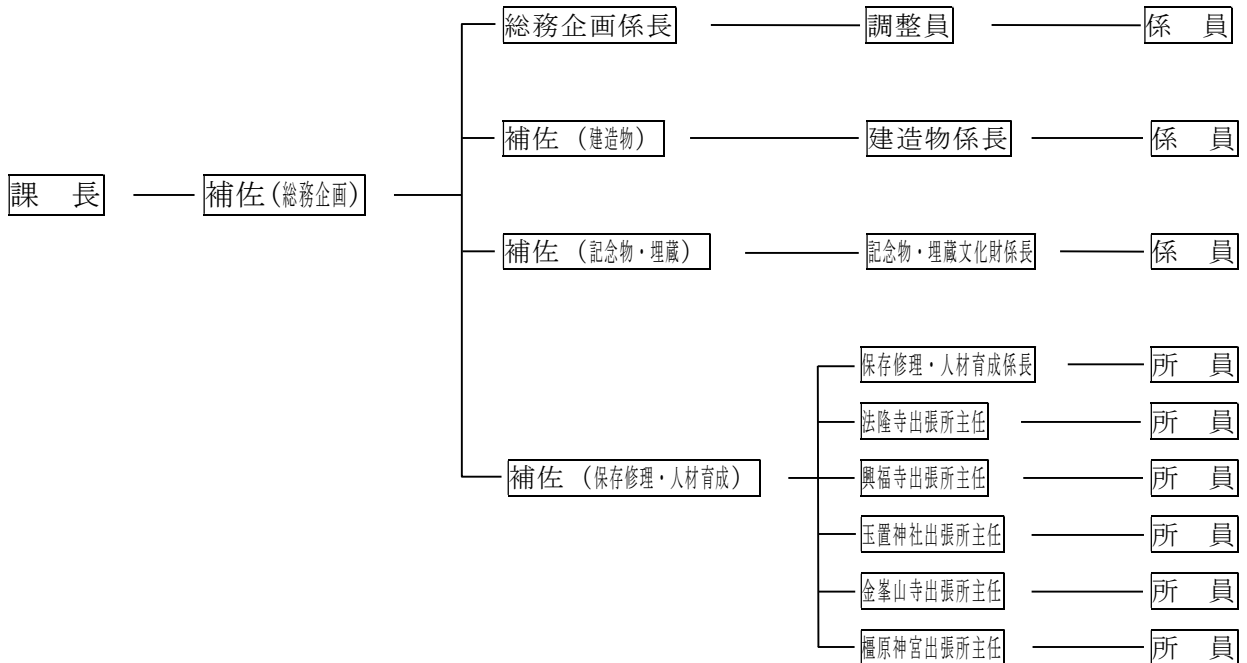
(1) 勤務時間外の緊急時・災害情報連絡体制

宿日直担当職員—文化財保存課長

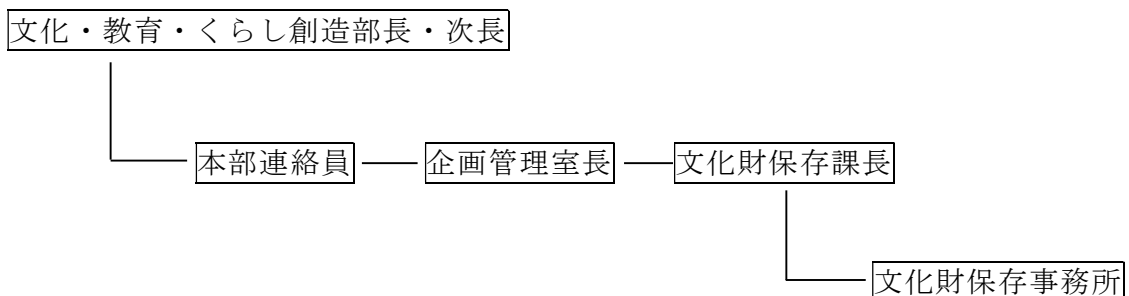
※地震発生等により災害対策本部が設置された場合

宿日直担当職員—本部連絡員—文化財保存課長
(企画管理室補佐)

◇ 文化財保存課及び文化財保存事務所の緊急連絡網



(2) 勤務時間内の連絡体制



2 県災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 組織及び事務分掌

県災害対策本部に部及び班を設ける。また、本部が設置された時は、文化財班を設ける。

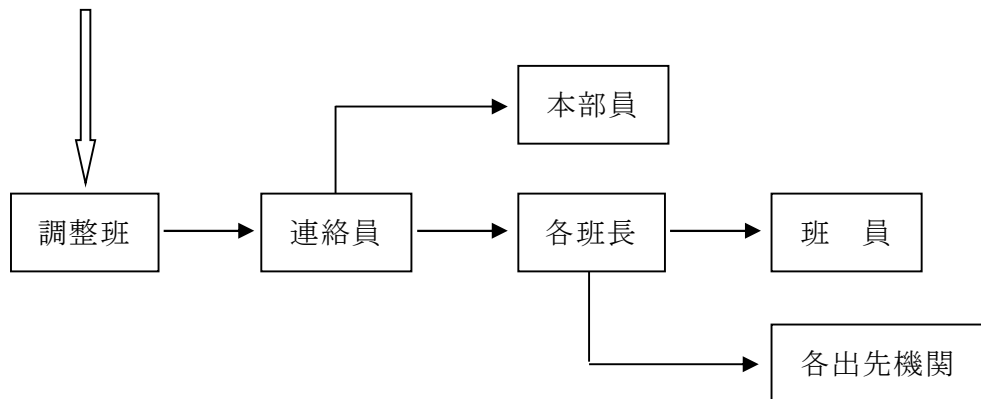
< 県災害対策本部 事務分掌（文化財班） >

部（部長副部長担当職）	班（班長担当職）	所掌事務
文化・教育・くらし創造部 部長 （文化・教育・くらし創造部長） 副部長 （文化・教育・くらし創造部次長）	文化財班 （文化財保存課長）	1. 文化財の応急措置及び復旧対策に関すること
		2. 文化財の被害の状況調査に関すること

(2) 設置・動員等の伝達

県災害対策本部の伝達は、次の系統により行う。

【設置、解散、動員の決定】



(3) 県災害対策本部標準動員者 < 県文化財保存課・文化財保存事務所 >

A 動員	B 動員	C 動員
課長 課長補佐(総務企画担当) 課長補佐(建造物担当) 課長補佐(記念物・埋蔵文化財担当) 総務企画係長 事務所所長補佐(保存修理・人材育成担当) 事務所出張所主任(5名)	保存課各係長・調整員 保存課主査	全 員

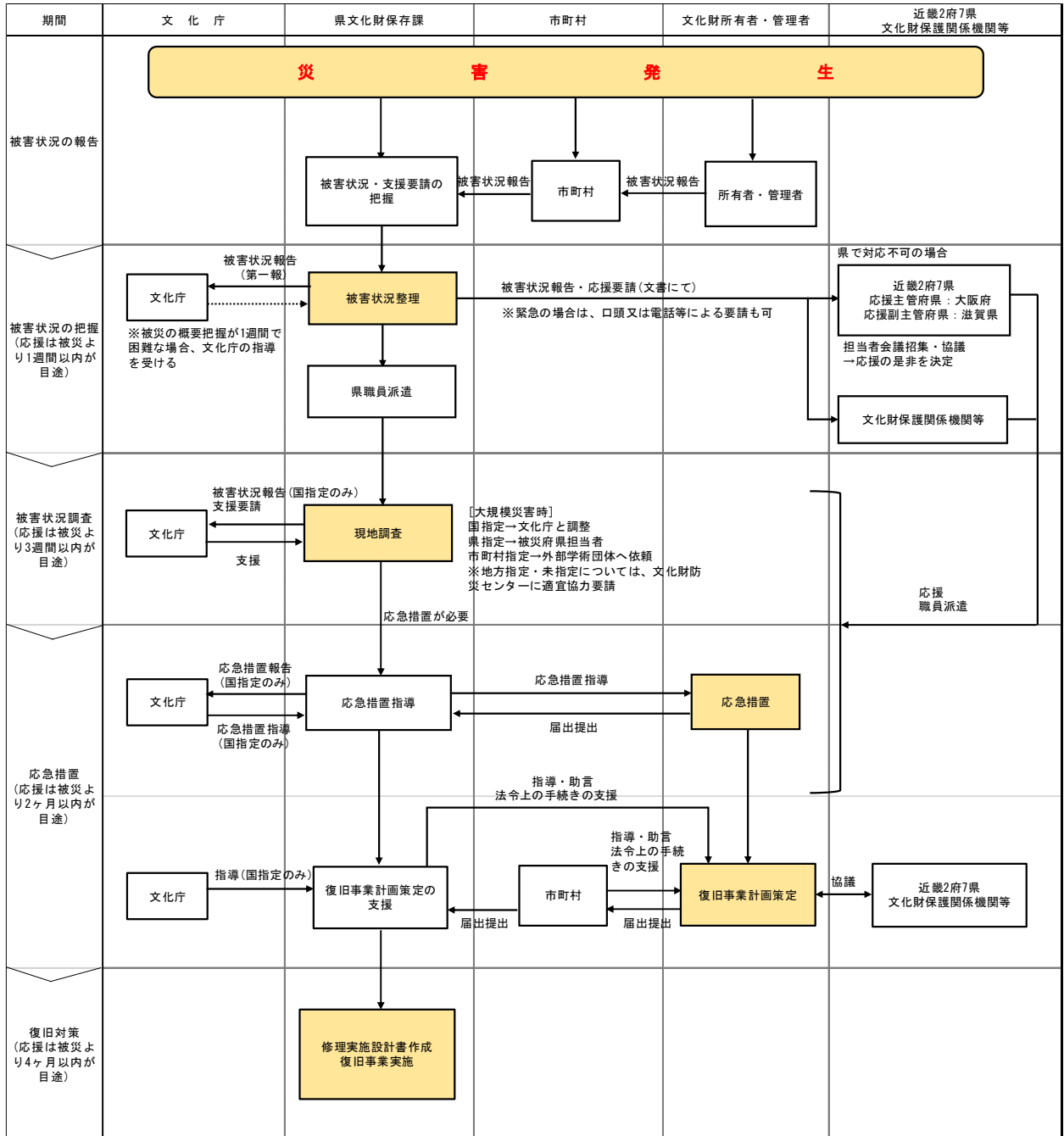
3 県文化財保存課及び文化財保存事務所の震災対策における初動参集体制

震度	参 集 者	参 集 場 所
5 強以上	○保存課 A 動員 ○事務所 A 動員	勤務公署 ■文化財保存課 ■なら歴史芸術文化村 ■各出張所
6 弱以上	○保存課 A・B 動員 ○事務所 A・B 動員	
6 強以上	○保存課 A・B・C 動員 ○事務所 A・B・C 動員	

◆休日及び勤務時間外で震度 6 強以上で全職員が勤務公署へ参集

(震度 6 強以上で道路途絶等のため参集できない場合は最寄りの公署)

4 被災時の流れ



I - 1 活動事項

1 県文化財保存課及び文化財保存事務所職員の参集

(1) 自発的参集

職員は、勤務時間外に県で災害が発生した場合、あるいは震度5強以上の地震が発生した場合、勤務公署へ自発的に参集する。

(2) 参集途上の状況把握

職員は、参集途上における目撃した文化財の破損をはじめ、道路、河川、住居等の被害状況の概要を把握し「参集途上における被害状況報告書」により報告する。

【様式1】

(3) 参集後の活動

職員は、参集後は課長等の指示に従い、班の業務などに従事する。

2 災害情報把握

(1) 県文化財保存課及び文化財保存事務所職員は、市町村等との連絡を密にし、災害に関するあらゆる情報の収集を図るほか、テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。

(2) 情報の収集は、発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度をあげるよう努める。

＝気象情報の伝達＝（奈良県の場合）

情報の種類	伝達ルート
大雨特別警報（警報・注意報） 大雪特別警報（警報・注意報） 暴風特別警報（警報） 暴風雪特別警報（警報） 波浪特別警報（警報・注意報） 高潮特別警報（警報・注意報） 洪水警報（注意報） 強風注意報 風雪注意報 雷注意報 濃霧注意報 乾燥注意報 なだれ注意報 着水注意報 着雪注意報 融雪注意報	気象台 → 防災統括室 → 企画管理室 → 文化財保存課（文化財保存事務所）

霜注意報 低温注意報	
---------------	--

3 被害状況の収集・報告 [A 第3章 第31節／B 第3章 第36節]

- (1) 指定・登録・選定された文化財の所有者又は管理者は、災害が発生した時には、文化財の被害状況を直ちに市町村を通じて、県文化財保存課（以下「文化財保存課」という。）へ報告する。【様式2】
- (2) 文化財保存課は、被害状況を迅速に収集し、企画管理室を通じて災害対策本部へ報告すると共に、国指定文化財等については直ちに文化庁に報告する。【様式3】

4 被害状況調査 [A 第3章 第31節／B 第3章 第36節]

文化財保存課は、被害の通報受理後、係員を現地に派遣し被害の状況の把握に務め、国指定文化財等については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。【被害状況調査は別紙1～9】

※建造物については「近畿県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領」による被害状況調査票(建造物関係)を利用する。

II 応急措置及び復旧対策

文化財の応急措置及び復旧対策は、被害の拡大防止を第一の目的とする。応急措置の方法は、文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適正に対応し、文化財的価値を損なわないようにしなければならない。

また、復旧対策については、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 応急措置 [A 第3章 第31節／B 第3章 第36節]

文化財保存課は、現地調査を行い、必要に応じて所有者及び管理者に下表（災害種別文化財災害応急措置）に示す措置を講ずるよう指導する。

なお、国指定文化財等の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告し、地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターに適宜協力を求める。

【建造物】

倒壊している建造物はブルーシート等で覆い、破損している部材は、散逸しないように安全な保管場所で保護を図る。また、水没している部材がある場合、腐朽を防ぐた

め、可能な限り安全な保管場所へ移動する。

【美術工芸品・有形民俗文化財】

紙本類や木製品類等は、むやみに洗浄・乾燥を行わず、可能な限り現状の保全を図る。収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら、安全な場所へ移動する。

【史跡・名勝・天然記念物】

復旧に伴って、土木工事や埋蔵文化財の発掘調査を行う場合、文化財を損傷することがないように注意する。

◇災害種別文化財災害応急措置

災害例	応 急 措 置
震 災	<p>1. 物理的な損傷</p> <p>被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊</p> <p>二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。</p> <p>倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講ずる。</p>
火 災	<p>1. 焼損</p> <p>被害状況は写真等で記録する。素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは文化財保存課の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消火剤等による汚損</p> <p>除去作業は専門技術を要するので、文化財保存課の指示に従う。</p> <p>3. 水損</p> <p>通気を良くし、自然乾燥を旨とする。美術工芸品など移動可能なものは安全な場所へ移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ、文化財保存課の指示に従う。</p>
風 水 害	<p>1. 物理的な損傷</p> <p>被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p>

	<p>2. 水損 火災の水損の措置に準じる。</p> <p>3. 崖崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。</p>
--	---

2 復旧対策

[A 第3章 第31節 / B 第3章 第36節]

所有者及び管理者は、被害状況の結果をもとに、復旧費用を含めた復旧事業計画の策定を行う。文化財保存課は、市町村とともに、所有者及び管理者に対して指導・助言、並びに法令上の手続きの支援を行う。

なお、国指定文化財等については、文化庁の指導を受ける。地方指定・未指定については、文化財防災センターに適宜協力を求める。

3 法令上の手続き

文化財保存課は、国・県指定及び登録有形文化財が災害によって滅失又はき損した場合、また修理・復旧を行う場合には、所有者及び管理者に、市町村を通じて下表（国・県指定及び登録有形文化財における法令手続き一覧）に示す届出を提出するよう指導する。ただし、激甚被害にあたる大規模災害であって、速やかな届出が不可能な場合はこの限りではない。

なお、修理・復旧をする際に、現状復旧に加えて防災設備の整備等を行う場合には、現状変更許可申請が必要となる。

◇国・県指定及び登録有形文化財における法令手続き一覧

指定区分	届出の種類	期日	届出先	法令
国指定 登録	滅失届 き損届	発見後 10日以内	文化庁長官	文化財保護法第33・61・80・ 90・118・120条
	修理届 復旧届	着手 30日前	文化庁長官	文化財保護法第43条の2・127条
県指定	滅失届 き損届	—	奈良県知事	奈良県文化財保護条例第11条
	修理届 復旧届	—	奈良県知事	奈良県文化財保護条例第19条

Ⅱ－１ 大規模災害時における応急措置及び復旧対策

県内において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、文化財保存課は「近畿圏危険発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」に基づく、本県を除いた近畿２府７県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

1 事前準備

[A 第３章 第３１節／B 第３章 第３６節]

文化財保存課は、被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前に指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等に送付し、災害発生前から基本データの共有を図る。
- (2) 目録は、個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 災害時に迅速な情報交換が可能となるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名及び連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

[A 第３章 第３１節／B 第３章 第３６節]

- (1) 文化財保存課は、災害時において、その被害状況から応援が必要だと判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関西広域連合と連絡調整を行う。
- (2) 必要とする応援の内容については、関西広域連合に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は、原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

[A 第３章 第３１節／B 第３章 第３６節]

- (1) 文化財保存課は、近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援方法について、協議を行う。
- (2) 文化財の指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、専門性を考慮のうえ、班を編制し、調査を実施する。
- (3) 調査内容は、共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復

旧事業計画作成の基本資料とする。

4 復旧事業計画の立案・実施 [A 第3章 第31節／B 第3章 第36節]

文化財保存課は、被害状況調査後に行う調査結果の整理と分析をふまえ、復旧事業計画を立案及び実施する場合においては、必要に応じ近隣府県等と再度協議し、応援を要請する。

II - 2 復旧支援体制

1 目的

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び鳥取県（以下「近畿2府8県」という。）は、今後地震等による災害が発生し、被災府県単独では十分に文化財の被害状況調査等が実施できない場合に備え、近畿2府8県間の応援活動を迅速に遂行するための体制を予め組むものとする。

2 事前準備

(1) 指定文化財等の目録の相互保管

近畿2府8県は、各府県において整備した国・府県・市町村指定文化財等の目録等を作成し、相互保管することによって基礎データを共有する。

(2) 被害状況調査票の作成

近畿2府8県は、調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、各府県において常備する。

3 応援要請

(1) 応援主管府県の選定

近畿2府8県は、応援体制を組織するため、予め府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県（以下「応援主管府県等」という。）を、予測移動時間等を考慮して以下のとおり定める。ただし、応援主管府県等だけでは対応が困難な場合はこの限りではない。

また、災害時の連絡窓口及び防災担当者を事前に決めておくこととする。

◇応援主管府県等

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
------	--------	---------

福井県	滋賀県	京都府
三重県	滋賀県	京都府
滋賀県	京都府	大阪府
京都府	滋賀県	大阪府
大阪府	奈良県	兵庫県
兵庫県	大阪府	奈良県
奈良県	大阪府	滋賀県
和歌山県	大阪府	奈良県
徳島県	兵庫県	大阪府
鳥取県	兵庫県	京都府

(2) 応援主管府県等の役割

被災府県は、被災状況から応援が必要と判断された場合は、速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡するとともに、応援を受けることについて関西広域連合及び近畿2府8県、県内市町村との連絡・調整を図る。

応援要請を受けた応援主管府県等は、速やかに事務局を設置し、応援主管府県等に該当しない近畿2府8県と調整のうえ、応援計画を作成し、被災府県に応援内容を連絡するものとする。

なお、震度6以上の地震が観測された場合、又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災府県との連絡が取れない場合には、応援主管府県等は、速やかに被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」の発動状況及び関連する情報の収集を、防災応援主管課に確認したうえで、文化庁及び被災府県外への連絡を行うものとする。

(3) 応援について

応援主管府県等は、地震等により被災した国・府県・市町村指定文化財等の情報収集及び災害復旧活動に必要な職員を派遣する。

この場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」に関する応援について、防災応援主管課の了承を得て、被災府県と応援主管府県等が協議し、災害の発生場所・種別・規模等並びに文化財の種別・分布状況等を総合的に勘案し、各府県からの応援人数を検討する。なお、被災府県が協議不能の場合には、応援主管府県等がその状況を判断し、応援人数を適宜決定する。

(4) 応援要請の手続き

被災府県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」に基づき、応援要請の手続きを行うものとするが、ただし、緊急の場合には、口頭または電話等により被災府県から関西広域連合へ要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(5) 応援に要する経費について

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」に基づき処理する。

4 応援体制

(1) 初動体制

国・府県・市町村指定文化財の被害状況調査は、地域防災計画等の方針により、被災府県が各市町村を通じて被害状況の情報収集を図り、被災の概要把握に努めることとする。概要調査は災害発生時から1週間以内に完了するように実施する。また、地方指定については文化財防災センターに適宜協力を仰ぐ。

なお、市町村と連絡が取れないなど、被災の規模が大きく1週間程度で被災の概要が把握困難な場合には、文化庁の指導を受けるものとする。

(2) 被害状況調査

被災府県から応援主管府県等に応援要請が行われ、応援が決定された場合は、緊急に近畿2府8県の担当者会議を招集し、被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。文化財保護法に基づく重要文化財等の被害調査については文化庁と調整し、その他条例に基づく指定文化財等については被災府県担当者が調査を行い、市町村指定文化財等については外部学術団体等に調査を依頼することを原則とする。なお、被害の状況に合わせて、災害発生時から3週間以内を目途に完了するよう計画する。

(3) 復旧事業

被災府県は、被災後2か月以内を目途に、調査結果のデータを集計し、関係機関と調整した上で、復旧事業計画を策定する。また、被災後4か月以内を目途に修理実施設計書を作成し、復旧事業を実施する。

Ⅲ 日常の安全対策

◇文化財災害予防対策

文化財の種類は多岐にわたり、また予想される被害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和がとれた維持管理が求められ、災害予防対策はそのような特性を踏まえたものでなければならない。なお、本章では、国指定及び県指定の文化財（以下「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等のほか、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。また、登録有形文化財・市町村指定文化財・重要伝統的建造物群保存地区においては、市町村が本マニュアルに準じて対策を実施する。

1 基本計画

[A 第2章 第28節／B 第2章 第33節]

(1) 保存整備事業の推進

文化財保存課は、文化財の保存修理による性能維持、及び防災設備・施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置・改修等の事業に対し、補助金を交付し、整備を促進する。

(2) 管理状況の把握

文化財保存課は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めると共に、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(3) 所有者・管理者への指導・助言

文化財保存課は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害予防対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

(4) 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

文化財保存課は、「文化財防火デー」（1月26日）及び「奈良県文化財防火週間」（1月26日を含む7日間）等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を促し、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財災害予防に関する認識を高めるとともに、災害時に協力する体制づくりを促す。

(5) 関係機関等との連絡・協力体制の確立

文化財保存課は、文化財防災のための連絡会議を設置し、文化財所有者、消防、警察、図書館、博物館、資料館並びに市町村及び近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。県内関係機関との連携は「Ⅳ 県内関係機関との連携」で詳しく述べる。

2 文化財の所有者及び管理者による文化財種別予防対策

[A 第2章 第28節 / B 第2章 第33節]

【建造物】

防災設備が未設置である文化財への新設と、既存設備の点検整備を行うと共に、風水害に備えた周辺環境整備に努める。また、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

【美術工芸品・有形民俗文化財】

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設を行う。

【史跡・名勝・天然記念物】

記念物等の「安心・安全」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については、建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施す。天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

3 文化財の所有者及び管理者による災害別予防対策

[A 第2章 第28節 / B 第2章 第33節]

種 別	予 防 方 法	予 防 対 策
火 災	防火管理者の選任	○災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	警報設備の充実強化	○予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 ○既存設備の日常的な点検による維持管理
	消火設備の充実強化	○消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器又は簡易消火用具、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） ○既存設備の日常的な点検による維持保全と改修による耐震性能強化
	その他	○火元の点検、巡視・監視の励行

		<ul style="list-style-type: none"> ○環境の整備と危険箇所の点検 ○火気使用禁止区域の制定及び標示 ○消防活動空間の確保 消防隊侵入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理、自衛消防隊の編成・訓練 ○延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 ○収蔵庫等耐火建築物への収納 ○奈良県文化財防火週間（1月26日を含む7日間）における各種取組
地震	耐震性能向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握
風水害	環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○倒壊、折損の恐れのある近隣樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 ○排水設備及び擁壁・石垣の整備
	応急補強	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置
	維持修理の励行	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
落雷	避雷設備の完備	<ul style="list-style-type: none"> ○避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	避雷設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
漏電	屋内外の電気設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な設備点検の実施 ○漏電火災警報機の設置 ○不良配線の改修 ○安全設備の設置と点検
虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○定期点検による早期発見 ○環境整備

		○防虫処理
材質劣化	適度な温・湿度の保持と 照度調整	○温・湿度の定期的測定 ○保存箱・収蔵庫への収納 ○有害光線の減衰 ○扉の適時閉塞
その他	全 般	○防災訓練の見学と学習 ○防災施設の見学 ○防災講演会の実施 ○防災・防犯診断の実施 ○各種設置機械類の機能検査 ○文化財管理状況の把握 ○文化財の搬出避難計画の検討 ○所有者による維持管理が困難な場合の美術館 ・博物館施設への寄託 ○災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	防犯対策の強化	○施錠 ○入口・窓等の補強 ○柵・ケース等の設置 ○防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 ○記帳等による参観者の把握 ○監視人の配置 ○連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

IV 県内関係機関との連携

1 連携の必要性

県内には、文化財に関わる機関が多数存在する。各機関は文化財を収容できる施設を有し、文化財に関する専門的な知識や技術を持つ人材を有している。一部の機関では、文化財の所有者としての役割も有する。災害時に文化財を保護するためには、それらの機関の支援を受けることが有効である。そのため、文化財保存課は、各機関の情報を収集すると共に、ネットワークを構築することで、災害時にスムーズに連携できるようにする。

2 各機関の情報収集

文化財保存課は、災害時に各機関とスムーズに連携できるようにするために、主に次の項目について事前に情報を収集し、活用できるようにする。

- ・災害時に避難した文化財を受け入れることのできる保管場所
- ・被災した文化財を調査・レスキューするための機械・器具
- ・被災した文化財の調査・レスキュー等を支援できる人材
- ・災害時に活用できる各機関のネットワーク
- ・災害時の連絡窓口担当者

3 ネットワークの構築

文化財保存課は、防災に対する意識や情報を共有するため、関係機関が一堂に会する防犯・防火・防災関係者連絡会議を開催する。また、各機関にとって有用と考えられる情報について、随時、各機関に提供する。

4 災害時の支援要請

文化財保存課は、災害発生時に各機関の支援が必要となった場合には、事前に収集した情報に基づき、支援を要請する。

5 文化財防災センターとの連携

県内には、文化財防災センターの本部があると共に、奈良国立博物館が奈良県の担当となっている。文化財防災センターは、専門の人材及び機器並びに独自のネットワークを有していることから、適宜連携しながら、県内の文化財の保護を図る。

様式1

参集途上における被害状況報告書

参集施設		日 時	年 月 日 時より 時まで
所属・氏名			
参集ルート 及び方法	自宅（ 市町村） 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他（ ）	→ → →	県庁
各施設の被害状況等		必要な対策（物資・資財含）等	
住民・災害弱者に対する救出・応急救護の状況			
建物・施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
〇〇地区（町）の全体的な状況			
避難場所等の状況			
そ の 他			

文化財被害状況報告（概況・中間・確定）

（文化財名及び市町村名： _____ ）
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災 害 の 原 因		災害発生 日 時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
発 信 者		受 信 者	
所 有 者 名 (管理者)	被 害 文 化 財 名 称	被 害 状 況	
応 急 措 置 そ の 他			

〇〇〇による国指定文化財の被害状況について

令和 年 月 日 時現在

番号	県名	市町村	被害物件	被害状況	被害額(千円)	現在の対応状況

被害状況調査書（美術工芸）

【絵画】

令和 年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
形状・品質・構造ほか (紙・絹・板・ _____) 本 (著色・墨画・ _____) (掛幅・卷子・厨子・屏風・障壁・額・ _____)			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設	名称（本堂・収蔵庫・ _____)	構造（木造・鉄筋・ _____)	
	場所（ケース内・ _____)		
被災後保管状況（ _____)			
二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ _____)			
退避場所			
連絡先			
必要人員	人× _____	日	車両（乗用・バン・トラック・ _____) 進入 可・否
復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ _____)			
状況（破れ・棚倒れ・剥落・汚損・含水・焼損・ _____)			
修理仕様（剥落止・解装・裏打ち・クリーニング・保存箱・ _____)			
場所（現地・修理所・ _____)			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【彫刻】

令和 年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
形状・品質・構造ほか (水・石・銅・鉄・乾漆・) 造 (漆箔・彩色・金泥・素地・) 仕上げ			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ ） 構造（木造・鉄筋・ ） 場所（ケース内・壇上・ ）			
被災後保管状況（ ） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ ）			
退避場所 連絡先			
必要人員	人×	日	車両（乗用・バン・トラック・ ） 進入 可・否
復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ ） 状況（部材離脱・割損・打損・剥落・含水・焼損・ ）			
修理仕様（解体・材質強化・構造補強・剥落止め・新補・ ） 場所（現地・修理所・ ）			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【工芸品】

令和 年 月 日

所有者	代表役員
住所	連絡先(TEL)
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数	
法量	（最大 高 幅 奥 c m）
	（最大 高 幅 奥 c m）
	（最大 高 幅 奥 c m）
形状・品質・構造ほか （木工・金工・漆工・陶磁器・染織・ ）	
時代	
被害（大・中・小・無）	退避（要・不要・済）
応急措置（要・不要・済）	修理（要・不要・済）
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ ）	構造（木造・鉄筋・ ）
場所（ケース内・ ）	
被災後保管状況（ ）	
二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ ）	
退避場所 連絡先	
必要人員	人× 日 車両（乗用・バン・トラック・ ） 進入 可・否
復旧予定	
被害原因（転倒・落下・火・水・ ）	
状況（部材離脱・割損・打損・剥落・含水・焼損・ ）	
修理仕様（解体・材質強化・構造補強・剥落止め・新補・保存箱・ ）	
場所（現地・修理所・ ）	
	見積額 円
調査者（所属・氏名）	
文化庁	府県 市町村
応援府県	学芸員等 修理者

被害状況調査書（美術工芸）

【書跡・典籍・古文書】

令和 年 月 日

所有者	代表役員		
住 所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
形状・品質・構造ほか (卷子 ・ 折帖 ・ 掛幅 ・ 障子 ・)			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設	名称（本堂・収蔵庫・	構造（木造・鉄筋・	）
	場所（ケース内・		）
被災後保管状況（	）		
二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・	）		
退避場所			
連絡先			
必要人員	人×	日	車両（乗用・バン・トラック・） 進入 可・否
復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・）			
状況（破れ・糊離れ・剥落・汚損・含水・焼損・）			
修理仕様（解装・裏打ち・クリーニング・保存箱・）			
場所（現地・修理所・）			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【考古資料】

令和 年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
形状・品質・構造ほか （水・石・銅・土・ _____） （須恵・土砂・陶・磁器・ _____）			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ _____） 構造（木造・鉄筋・ _____） 場所（ケース内・壇上 _____）			
被災後保管状況（ _____） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ _____）			
退避場所 連絡先 必要人員 _____ 人× _____ 日 車両（乗用・バン・トラック・ _____） 進入 可・否 復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ _____） 状況（部材離脱・割損・打損・剥落・汚損・含水・焼損・ _____）			
修理仕様（材質強化・構造補強・剥落止・新補・保存箱・ _____） 場所（現地・修理所・ _____）			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（建造物関係）

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号	指定書番号	枝番	調査年月日	年 月 日		
				調査員			
指定名称及員数				棟	建立時代		
指定区分	指定年月日	年 月 日	所在地				
所有者名				所有者住所			
所有者緊急連絡先	tel :			防災設備(設置年)	自火報	消火栓	避雷設備 防犯設備
	fax :						
構造形式							
主要寸法	桁行 m	梁間 m	軒の出 m	軒高 m	棟高 m		
	平面積 m ²	軒面積 m ²	壁面積 m ²				
	屋根面積 m ²						
	塗装面積 m ²						
破損状況	部位	破損度	特記事項				
	基礎						
	軸部						
	架構						
	屋根						
	外壁						
	内壁						
	床						
	天井						
	建造具						
	作装						
	その他						
周辺の状況							
総合判定	大破 中破 小破（調査員所見）						
復旧関係事項	所有者への応急措置に関する助言内容						
	修理方針	A：解体修理	B：半解体修理	C：屋根葺替	D：部分修理（ ）		
		防災設備復旧事項					
	復旧事業費			積算根拠			
	総事業費			千円			
	本体工事費			千円			
	付帯工事費			千円			
設監費			千円				
事務費			千円				

被害状況調査書（建造物関係）

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号	指定書番号	枝番	調査年月日	令和〇年〇月〇日					
	29	建第〇〇号	1	調査員	奈良県文化財保存課 〇〇					
指定名称及員数	〇〇院書院			1棟	建立時代	江戸時代／寛文年間				
	附 手水鉢 3個									
指定区分	重文	指 定 日	昭和〇年〇月〇日	所在地	奈良県〇〇市〇〇町					
所有者名	〇〇院 代表役員 〇〇 〇〇			所有者住所	奈良県〇〇市〇〇町					
所有者緊急連絡先	tel :	〇〇〇〇-△△-□□□□		防災設備(設置年)	自火報	消火栓	避雷設備	防犯設備		
	fax :				1964	1964	○	—		
構造形式	桁行13.9m、梁間9.9m、一重、入母屋造、茅葺、南面・東面及び北面庇付、棧瓦葺、北面茶屋及び勝手附属、両下造、棧瓦葺									
主要寸法	桁行 m	17.879	梁間 m	9.897	軒の出 m	0.7	軒高 m	2.278	棟高 m	8.143
	平面積 m ²	192.0	軒面積 m ²	212.0	壁面積 m ²	0.0 (仕上別に記入)				
	屋根面積 m ²	314.0	茅葺	207.0m ²	棧瓦葺	107.0m ² (葺き材料別に記入)				
	塗装面積 m ²	0.0	素木造 (仕上別に記入)							
破 損 状 況	部 位	破損度	特 記 事 項							
	基 礎	大	床下地盤に亀裂が走り、礎石の据え付けに影響を及ぼしていると考えられる。地盤の液状化は確認されない。							
	軸 架	中	部材の折損は見当たらないが、全体的に西側へ傾斜。建て直しは可能。							
	屋 根	大	上屋茅葺屋根は又首組に折損が考えられ、茅葺き屋根面が大きく落ち込んでいる。3面庇は棧瓦のずれが大きい。							
	外 壁	中	砂壁仕上げ。塵切れ、亀裂が各所に見られる。下地から補修必要。							
	内 壁	中	砂壁仕上げ。塵切れ、亀裂が各所に見られる。下地から補修必要。							
	床	中	大きく傾斜していないが、床組の緩みが見られる。							
	天 井	中	竿縁天井部分は吊り木がはずれ、大きくたわんでいる。割竹簀の子天井部分は比較的損傷少ないと思われるが、置き土は脆弱化していると考えられる。							
	建 具	中	建具そのものの損傷無し。敷鴨居の胴付きに離脱が見られる。							
	塗 装									
そ の 他										
周 辺 状 況	書院南側は史跡に指定されている庭園があり、今回の地震で園内の門等の工作物が倒壊している。(復旧工事に際して付帯工事を組み入れなければならない事項等を記入)									
総合判定	大破 中破 小破 (調査員所見)被害は建物全体に及び、解体修理の必要がある。									
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容	屋根面の雨水対策が早急に必要。余震でさらなる被害拡大が予想されるため、軸部、天井への支保工が必要。								
	修理方針	A: 解体修理		B: 半解体修理		C: 屋根葺替		D: 部分修理(部位の記入)		
		防災設備復旧事項		自火報、避雷針、消火栓は全面改修が必要						
		復旧事業費			積 算 根 拠					
	総事業費				千円					
本体工事費				千円						
付帯工事費				千円						
設監費				千円						
事務費				千円						

記入例解説

- 1 台帳番号から、構造形式までの各項目については、あらかじめ準備されたデータを用いるが、不明な場合は直接聞き取り記入する。特に所有者名、緊急連絡先は遺漏の無いよう留意する。
- 2 主要寸法は、あらかじめ準備されたデータを用いる。不明な場合は現地で概数を記入する。
- 3 破損状況の破損度の記入については以下を目安とする

基礎 大：不同沈下が著しい。基礎の破損、流失、移動など上部構造を支えきれない状態になっている箇所がある。
地盤 中：不同沈下がみられる。基礎の局所的な破壊や仕上げ面の剥離、脱落が生じている
小：不同沈下は軽微

軸部 大：層間変形角が1/20を超える。部材の折損、割れ、断面欠損がみられる。建物への進入に危険が感じられる。
架構 中：層間変形角が1/60を超え1/20以下。部材折損はみられないが、割れがみられる。一時的な建物への進入は可能。
小：層間変形角が1/60以下。部材に割れ等がみられない。

屋根 大：屋根面の不陸がみられる。棟積み、葺材が全面的にずれ、破損あるいは落下している
中：棟積みが全面的にずれ、破損・落下している。葺材の一部にずれや破損がみられる。
小：棟積みが部分的に破損あるいは落下している。その他の瓦の破損は少ない

外壁 大：仕上材の大部分が剥離、脱落している。壁面の大部分に亀裂がみられ、下地から剥落し落下の恐れがある。
内壁 中：仕上材のほとんどが剥離、脱落している。壁面に亀裂がみられる。
小：仕上材が各所で剥離、脱落している。壁面にわずかなひび割れがみられる。

床 大：全体に著しい不陸が生じている。束が束石から脱落している。大引、根太の大部分が落下している。
中：全体に若干の不陸が生じている。束が束石からずれている。床板にずれが生じている。
小：不陸がない。床板の継目に隙間が生じている。

天井 大：不陸、歪みがみられ、天井板のずれ、脱落がみられる。
中：不陸がみられる。
小：若干の不陸がみられる。

建具 大：敷・鴨居等に離脱が生じ、部材の破損もみられる。
造作 中：敷・鴨居等に離脱が生じているが、部材には破損がみられない。
小：部材の取付に弛緩がみられる。

塗装 大：塗膜の過半に剥落・剥離がみられる。
中：塗膜は部分的に剥落・剥離がみられる。
小：出隅、入隅等に亀裂が生じているが、塗膜の剥離はみられない。

- 4 総合判定は復旧作業内容にあわせた表現とし、以下を目安とする

大破：解体修理・半解体修理
中破：屋根葺替＋部分修理
小破：部分修理

被害状況調査書（建造物関係）

登録・未登録

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号				調査年月日	年 月 日			
				調査員				
建造物名称				建立時代				
区分	登録	年 月 日		所在地				
所有者名				所有者住所				
所有者緊急連絡先		tel :		建築面積		m ²		
fax :								
構造種別	木造	煉瓦組積造	石造	その他 ()				
屋根葺材料	瓦	檜皮	こけら	厚板	茅	杉皮		
	金属板	その他 ()						
破 損 状 況	地 盤	異常なし	地割れ	液状化	隆起・陥没			
		備考 ()						
	基 礎	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ()						
	軸 架	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊		
		備考 ()						
	屋 根	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊		
		備考 ()						
	外 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ()						
	内 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ()						
	床	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ()						
	天 井	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ()						
特記事項								
周辺状況								
総合判定	大破	中破	小破					
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容							
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理(部位の記入)			
	復旧事業費			積算根拠				
	総事業費	千円						
	本体工事費	千円						
付帯工事費	千円							
設監費	千円							

被害状況調査書（建造物関係）

登録・未登録

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号		29-00000			調査年月日		令和〇年〇月〇日				
					調査員		奈良県文化財保存課 〇〇				
建造物名称					〇〇会館		建立時代		近代/昭和3年		
区分		国登録	登録	平成〇年〇月〇日		所在地		奈良市〇〇町			
所有者名					〇〇法人 △△△△		所有者住所		奈良市〇〇町		
所有者緊急連絡先		tel: 〇〇〇〇-△△-□□□□			建築面積		324.0㎡（不明の場合は概数）				
fax:					m ²						
構造種別		〇木造	煉瓦組積造		石造		その他（ ）				
屋根葺材料		〇瓦	檜皮		こけら		厚板	茅	杉皮		
		金属板	その他（ ）								
破損状況	地盤		異常なし	〇地割れ	液状化		隆起・陥没				
	備考（特記事項の記入）										
	基礎		健全	傾斜		亀裂	〇部分破損	半壊	全壊		
	備考（基壇、亀腹等を含み、仕上工法も記入）										
	軸架部		健全	〇傾斜		部分破損		半解	全壊		
	備考（特記事項の記入）										
	屋根		〇健全	傾斜		部分破損		半解	全壊		
	備考（特記事項の記入）										
	外壁		健全	傾斜		〇亀裂	部分破損		半壊	全壊	
	備考（特記事項の記入）										
	内壁		健全	傾斜		〇亀裂	部分破損		半壊	全壊	
	備考（特記事項の記入）										
	床		健全	〇傾斜		亀裂		部分破損		半壊	全壊
	備考（特記事項の記入）										
	天井		健全	〇傾斜		亀裂		部分破損		半壊	全壊
備考（特記事項の記入）											
特記事項		建具、塗装、設備他、復旧に必要な事項を記入									
周辺状況											
総合判定		〇大破		中破		小破					
復旧関係事項	所有者への応急措置に関する助言内容		余震でさらなる被害拡大が予想されるため、軸部、天井への支保工が必要。立入禁止とする。								
	修理方針		A：解体修理		B： 半解体修理		C：屋根葺替		D：部分修理(部位の記入)		
	復旧事業費				積算根拠						
	総事業費				千円						
	本体工事費				千円						
付帯工事費				千円							
設監費				千円							

被害状況調査書（民俗文化財）

【民具等】

調査年月日	年 月 日 時	調査No.	
所在地			
文化財の名称			
被害の状況・程度			
保管状況と避難場所			
修理の見積等 (修理仕様)	修理点数 修理品目	写 真	
所有者の意向 (保存関係者)			
指導助言内容			
今後の方針			
所有者連絡先 (保存関係者)	氏名 住所	電話	
調査者	府県担当者	市町村担当者	所有者立会者 その他

被害状況調査書（記念物）

【史跡・名勝・天然記念物】

No. _____

指定名称 (調査地)	国(特別)・県・市町村・未指定 指定日(年 月 日)	区分
	員数 (所在地)	・史跡 ・名勝 ・天然記念物
所有者 (管理者)	氏名 連絡先(電話) (FAX)	
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大破 ・中破 ・小破 	
所有者等 修理の意向		
修理	<ul style="list-style-type: none"> ・全面解体修理 ・部分修理 ・一部修理 	
調査者	応援府県() 市町村() 県担当者() 所有者立会他()	調査年月日 令和 年 月 日～
記載者	所属・氏名等：	

被害状況調査書（埋蔵文化財）

No. _____

ふりがな 遺跡名		
所在地		
地図	1/25,000 (×) その他 (1/ No. ×)	
分布地図	有 (遺跡番号等 :) 無	
時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()	
種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官館跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒廃地 原野 その他 ()	
所有者	個人 法人 () 公共 () その他 ()	
調査歴	調査年度 調査主体 (担当者) 主要遺跡 報告書等 : ----- ----- ----- ----- -----	
被災面積		写 真
被災状況	-----	
復旧復興 計画	-----	
その他	----- ----- -----	
調査年月日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()	
調査者	県担当者 () 市町村 () 応援府県 () その他 ()	
記載者	所属・氏名等 :	